

## 最近の最高裁判例の動向調査（３）

～平成 14 年以降 6 年を振り返る～

行政監視委員会調査室 にしざわ としお  
西澤 利夫

今回は、前号（285 号）に引き続き、平成 18 年及び 19 年の最高裁判例を取り上げる。

### 5. 平成 18 年の最高裁判例の概要

#### （１）商事法関係

##### ア 平成 18 年 1 月 13 日第二小法廷判決 商工ローンの一括返済契約をめぐる初判断

利息制限法の制限を超える約定利息の支払を遅滞したときには当然に期限の利益を喪失する旨の特約（残額の一括返済特約）の効力が争われた訴訟の上告審判決が 1 月 13 日、最高裁第二小法廷であった。同小法廷は、「貸金業法 43 条 1 項の規定（みなし弁済）の適用要件は、これを厳格に解釈すべきである」とし、「債務者が任意に支払った」とは、「自己の自由な意思によって支払ったことをいい、債務者が事実上にせよ強制を受けて制限額を超える額の金銭を支払った場合にはこれには当たらず、同項の適用要件を欠く」とした。

その上で、「本件特約のうち、債務者が制限超過部分の支払を怠った場合に期限の利益を喪失するとする部分は、本来は支払義務を負わない超過部分の支払を強制することになるから、同項の趣旨に反して無効である」との初判断を示した（原判決破棄）。そして、超過部分も支払わないと一括弁済の義務を負うことになるとの誤解が生じなかったといえる「特段の事情」の存否につき更に審理を尽くさせるため、原審に差し戻すとした。また、支払を受けた際に交付される書類の法定記載事項を内閣府令で簡略化したことに言及し、「法の委任の範囲を逸脱した違法な規定として無効」との判断も示した。最高裁が省令を違法とするのは極めて異例で、金融庁は、今回の判決を「重く受け止める」とした。

##### イ 平成 18 年 1 月 24 日第三小法廷判決 日掛け金融も条件厳しく

自ら頻繁に集金に出向くことなどを条件に零細事業者相手の高利貸付けが認められている日賦貸金業者（日掛け金融業者）に対し、支払った利息等のうち利息制限法所定の利息の制限額を超える部分の返還などを求めた 2 件の訴訟の上告審判決が 1 月 24 日、最高裁第三小法廷であった。

同小法廷は、「貸金業法 43 条 1 項は厳格に解釈すべきもので、契約を締結したときに交付する 17 条書面の記載内容が正確でないときや明確でないときにも、適用要件を欠く」とし、本件の場合、「各借用証書の『契約手渡金額』欄に実際に手渡された金額とは別の記載がされており、正確性を欠く。借用証書の写しをもって 17 条書面の交付

がされたとはいえない」とした。また、集金休日についての「取引をなさない慣習のある休日」との記載は明確でないとした。

日掛け金融は、当座をしのぐ資金が必要だが、返済は日々の売上げから小額ずつ返済したい零細事業者のニーズにこたえたものである。「しかし業者の間では、集金日を減らしたり、個人債務者に零細事業者を装わせたりする手法が横行している。今後、こうした営業方法はほぼ不可能となる」(1月24日付読売新聞夕刊)ことが期待される。

ウ 平成18年2月7日第三小法廷判決 目的不動産の占有移転を伴わない買戻特約付売買は債権担保目的と推認され、その性質は譲渡担保契約

売却した不動産を一定期間内であれば買い戻せるとした「買戻特約付売買契約」をめぐる争われた建物明渡し請求事件で、最高裁第三小法廷は2月7日、「目的不動産の占有の移転を伴わない契約は、特段の事情がない限り、債権担保の目的で締結されたものと推認され、その性質は譲渡担保契約と解するのが相当」との初判断を示し、所有者側勝訴の逆転判決を言い渡した(破棄自判)。

本件は貸金業者が買主となった事案であるが、「占有移転を伴わないことが明らかであり、かえって、契約を締結した主たる動機が別件貸付けの利息を回収することであり、買戻権付与の対価が買戻期間3か月分の月3分の利息と一致するなど、債権担保の目的を有する事情が存在することは明らかで、譲渡担保契約と解すべき」とした。

買戻特約で金を貸し借りする慣行は江戸時代からあったとされるが(「年季売買」)、今日では、業者による違法な高金利融資の手段として悪用されるケースが懸念されていた。今回、貸し手優位に歯止めを掛ける判断が示されたといえる。

エ 平成18年4月10日第二小法廷判決 蛇の目マシン株主代表訴訟で賠償責任

仕手集団「光進」の元代表による恐喝事件などに絡み、蛇の目マシン工業の株主が当時の取締役らに対し、忠実義務・善管注意違反等の責任があるとして損害賠償を求めた株主代表訴訟の上告審判決が4月10日、最高裁第二小法廷であった。

同小法廷は、「株主の地位を濫用した不当な要求がされた場合には、法令に従った適切な対応をすべき義務があり、理不尽な要求に従って巨額の金員を交付した行為について、過失を否定できない」として、原判決を破棄し、損害額等を更に審理させるため、本件を東京高裁に差し戻した。また、暴力団関係者が大株主として経営等に干渉する事態を回避する目的で、元代表に約300億円を融資した点については、商法で禁じられた「利益供与」に当たるとの初判断を示した。

オ 平成18年4月11日第三小法廷判決 団体定期保険訴訟で遺族側が全面敗訴

団体定期保険に基づいて被保険者である従業員の死亡により保険金を受領した会社が、その遺族に対し、社内規定に基づく給付額を超えて保険金を支払う義務があるか否かをめぐり争われた訴訟の判決が4月11日、最高裁第三小法廷であった。

同小法廷は、6,000万円を超える保険を掛けながら、実際には1,000万円前後しか支払わなかった会社側の対応を「従業員の福利厚生を拡充を図ることを目的とする保険の趣旨を逸脱したもの」と批判する一方、会社が「社内規定に基づく給付額を超えて、受領した保険金の全部又は一部を遺族に支払うことを明示的にはもとより、黙示的にも合意したと認めることはできない」とした（遺族側の全面敗訴が確定）。

カ 平成18年6月1日第一小法廷判決 車両保険 請求者側に立証責任なし

海中に水没した自動車の保険金の支払をめぐり、事故が偶然のものであることを立証する責任が請求者側にあるかが争われた訴訟で、最高裁第一小法廷は6月1日、「車両保険金の支払を請求する者は、保険事故の偶発性についての立証責任を負わない。商法641条は故意又は重過失によって保険事故を発生させたことを免責事由として規定したもの」との初判断を示し、原判決を破棄し、審理を原審に差し戻した。

本件は、エンジンを掛けたまま停車してあったキャンピングカーが動き出して海に落ちたのは「偶然の事故による損害」と主張して、保険金の支払を求めた事案であり、一・二審とも男性側に立証責任があるとし、請求を棄却していた。今回の最高裁判決は、「自動車保険の実務にも影響を与えそう」（6月1日付読売新聞夕刊）である。

キ 平成18年7月13日第一小法廷判決 仮装取引も投資者保護基金の補償対象

破産した証券会社から社債を購入した顧客が、活動実体のない社債発行会社と証券会社との間の社債募集取扱契約が不成立又は無効であっても、本件社債取引は証券取引法所定の「証券業に係る取引」に当たるとして、日本投資者保護基金に補償対象債権の支払を求めた訴訟の上告審判決が7月13日、最高裁第一小法廷であった。

同小法廷は、「投資者の保護、ひいては証券取引に対する信頼性の維持を図るという基金の設立趣旨等にかんがみると、証券業に係る取引には証券会社が仮装して行った取引も含まれる。もっとも、仮装の事実を知っていたか、あるいは知らなかったことに重大な過失があれば、該当性は否定される」との初判断を示し、原判決を破棄し、審理を原審に差し戻した。

ク 平成18年7月21日第二小法廷判決 外国国家に我が国の民事裁判権

日本の民間企業2社がパキスタンを相手に、売り渡したコンピューター代金相当分の支払を求めた訴訟の上告審判決が7月21日、最高裁第二小法廷であった。外国国家に日本の民事裁判権が及ぶかが争点となり、原審は「外国国家は、原則として民事裁判権に服することを免除され、例外は外国国家が国家に対して意思表示を行った場合などに限られる（大審院昭和3年決定）」とし、訴えを却下したため、2社が上告していた。

同小法廷は、「国家活動の拡大等に伴い、主権的行為と区分された私法的ないし業務管理的な行為についてまで免除するのは相当ではないという考え方（制限免除主義）が広がっている」とし、「本件の行為は商業取引であるから、私法的ないし業務管理的

な行為に当たる」とし、「主権を侵害するおそれがあるなど特段の事情がない限り、我が国の民事裁判権から免除されない」として、大審院決定を変更すべきと明言した上で、原判決を破棄し、審理を原審に差し戻した。

ケ 平成 18 年 10 月 24 日第三小法廷判決 ストックオプション 加算税賦課は違法  
ストックオプションを行使して得た利益を一時所得として申告したのに対し、国税当局が給与所得に当たるとして増額更正の上、ペナルティーとして過少申告加算税まで課したのは違法として、平成 8 年分ないし同 11 年分の所得税に係る各課税処分の取消しを求めた訴訟の上告審判決が 10 月 24 日、最高裁第三小法廷であった。

同小法廷は、「課税庁においては、平成 10 年分の確定申告の時期以降、給与所得として取り扱うようになったが、変更した時点では通達により明示することなく、平成 14 年の所得税基本通達の改正によって初めて通達に明記した」という事情の下では、「一時所得として申告したとしても無理からぬ面があり、国税通則法にいう過少申告加算税を賦課することができない『正当な理由』があるというべきである」として、原判決のうち過少申告加算税に係る部分を破棄するとした。今回の最高裁判決は、「課税方針の転換について納税者に十分な情報提供をしないまま、加算税という懲罰まで科した国税当局に対する厳しい批判といえる」（10 月 24 日付読売新聞夕刊）。

コ 平成 18 年 11 月 2 日第一小法廷判決 小田急線高架化訴訟で住民敗訴が確定  
東京都世田谷区の小田急線高架化事業に反対する沿線住民が、都市計画事業認可の取消しを求めた訴訟の上告審判決が 11 月 2 日、最高裁第一小法廷であった。同小法廷は、「本件高架式を採用した都市計画決定に裁量権を逸脱又は濫用した違法はなく、これを基礎とした事業認可が違法ということもできない」として、原審の判断を是認し、住民側の上告を棄却した。

また、都市計画決定については、「行政庁の広範な裁量にゆだねられており、裁判所が内容を審査するに当たっては、事実誤認など重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が著しく妥当性を欠くと認められる場合に限り、違法となる」との初判断を示した。

## (2) 民事法・その他

ア 平成 18 年 1 月 17 日第三小法廷判決 落書きは建造物の損壊

公園のトイレの外壁にスプレーでペンキを吹き付け、「戦争反対」などと大書した行為が、建造物損壊罪の「損壊」に当たるかが争われた訴訟で、最高裁第三小法廷は 1 月 17 日、落書きが「損壊」に当たるとの初判断を示した（上告棄却）。

弁護側は、「落書きがあったからといってトイレを使用できないと思う人はおらず、建物の機能を損なっていないから、建造物損壊罪は成立しない」と主張して争ったが、同小法廷は「本件落書き行為は、建物の外観ないし美観を著しく汚損し、原状回復に相当の困難を生じさせたものであって、その効用を減損させたものというべきである」

と述べ、建造物損壊罪が成立するとした。

落書きについては明確な司法判断がなく、拘留又は科料しかない軽犯罪法を適用することが多かったが、今後は、「5年以下の懲役が科される同罪を適用しやすくなり、商店街のシャッターなどへの落書きが社会問題化する中で、抑止効果が期待できそう」（1月19日付読売新聞）である。

#### イ 平成18年4月18日第三小法廷判決 ロックアウトは正当な争議行為

生コンクリートの製造・販売を営む会社がしたロックアウト（工場閉鎖）をめぐる、会社に雇用され、車両の運転等の業務に従事してきた元労働組合員らが、就労できなかった期間に係る賃金の支払を求めた訴訟で、最高裁第三小法廷は4月18日、ロックアウトを使用者の正当な争議行為と認め、原判決は破棄を免れないとした。

ロックアウトについては、過去の最高裁判決を引用し、「労働者の争議行為により使用者側が著しく不利な圧力を受けることになるような場合には、衡平の原則に照らし、労使間の勢力の均衡を回復するための対抗防衛手段として相当性を認められる限りにおいて、使用者の争議行為も正当なものとして是認される」とした。

#### ウ 平成18年7月7日第二小法廷判決 親子関係不存在確認訴訟で初判断

血縁関係がないのに実子として届けられ、長年育てられた子に対し、親族が親子関係不存在の確認を求めて争っていた訴訟の上告審判決が7月7日、最高裁第二小法廷であった。同小法廷は、「実の親子と同様の生活実体があった期間の長さ、子が受ける精神的苦痛、経済的不利益などを考慮し、親子関係の不存在の確定が著しく不当な結果をもたらすときは、確認請求は権利の濫用に当たり許されない」との初判断を示し、二審判決を破棄し、審理を高裁に差し戻した。これまで最高裁は、戸籍には真実を記載すべきであるとの立場から、出生届が虚偽であれば親子関係を認めないとしてきた。今回の判決は、同種訴訟に大きな影響を与えそうである。

#### エ 平成18年9月4日第二小法廷判決 凍結精子認知訴訟 親子関係を想定せず

夫の死後、凍結保存されていた精子を用いて行われた体外受精により懐胎した西日本の女性が、出産した男児が夫の子であることの死後認知を求めた訴訟の上告審判決が9月4日、最高裁第二小法廷であった。

同小法廷は、「民法は、死後懐胎子と父との間の親子関係を想定していないことは明らか。子の福祉、社会一般の考え方等多角的な観点から検討した上、立法によって解決すべき問題であり、立法がない以上、親子関係の形成は認められない」とし、認知を認めた二審判決を破棄、請求を棄却すべきものとした

#### オ 平成18年10月4日大法廷判決 平成16年の参議院選挙 格差5.13倍は合憲

一票の格差が最大で5.13倍（鳥取県と東京都）となった平成16年7月の参議院選挙をめぐる、弁護士らが東京、千葉、神奈川各都県の選挙管理委員会を相手に選挙

無効を求めた訴訟の上告審で、最高裁大法廷は10月4日、「本件選挙までの間に改正しなかったことが国会の裁量権の逸脱とは断定できず、憲法に違反するに至っていたとはいえない」との判断を示した（5裁判官が反対意見）。

平成16年1月の大法廷判決が、最大格差5.06倍の平成13年7月の参議院選挙を9対6で合憲とした際、9人のうち4人が補足意見で「次回も現状のままなら違憲判断の余地がある」と警告していたことから、今回の判断が注目されていた。なお今回は、合憲判断の一方で、「制度の枠組みの見直しをも含め、格差縮小のための検討を継続することが憲法の趣旨に沿う」と付言しており、「最高裁が抜本見直しにまで踏み込んだ意味は重く、国会は迅速な対応を迫られたといえる」（10月5日付日経新聞）。

## 6. 平成19年の最高裁判例の概要

### (1) 商事法関係

ア 平成19年2月13日第三小法廷判決 過払金 残債務に充当は例外的に可能、返還時の利率は民法所定の5%

貸金業者から2回にわたり貸付けを受けた場合に、前の貸付けで発生した過払金（利息制限法の制限超過利息）が後の貸付けに係る債務に充当されるかが争われた訴訟で、最高裁第三小法定は2月13日、「貸主と借主との間で継続的に貸付けが繰り返されることを予定した基本契約が締結されていない場合において、基本契約が締結されているのと同様の貸付けが繰り返されており、第1の貸付けの際にも第2の貸付けが想定されていたとか、過払金の充当に関する特約が存在するなどの特段の事情のない限り、過払金は第2の貸付けに係る債務には充当されない」との初判断を示した。

また、過払金を返還する場合において、悪意の受益者が付すべき民法704条所定の利息の利率も争点となったが、同小法廷は、「民法所定の年5分と解するのが相当。なぜなら、不当利得返還請求権は、高利を制限して借主を保護する目的で設けられた利息制限法の規定によって発生する債権であって、営利性を考慮すべき債権ではなく、商行為によって生じたものと解することはできないから」とし、原判決を棄却し、特段の事情の有無等につき更に審理を尽くさせるため、原審に差し戻すとした。

イ 平成19年4月3日第三小法廷判決 中途解約に伴う受講料清算規定は無効

英会話学校大手「NOVA」との受講契約を中途解約した男性が、「本件清算規定は特定商取引法に違反して無効であり、受領金総額から控除される使用済ポイントの対価額は、契約時単価に使用ポイント数を乗じて得た額と消費税相当額とを合算した額である」と主張し、清算金の支払を求めた訴訟の上告審判決が4月3日にあった。

最高裁第三小法廷は、「特定商取引法は、契約が解除されたときは、提供済役務対価相当額と通常生じる損害額とを合算した額に遅延損害金の額を加算した額（法定限度額）を超える支払を請求できないと定める。その趣旨は、役務受領者が不測の不利益を被ることがないように、自由に契約を将来に向かって解除できるようにするため」とした上で、「本件使用済ポイントの対価額も、契約時単価によって算定されるのが自然

というべき。本件清算規定に従うと、契約時単価によるよりも常に高額となり、実質的には損害賠償額の予定等の定めとして機能する。これは自由な解除権の行使を制約するもので、特定商取引法に定める法定限度額を超える支払を求めるものとして無効」とし、NOVA側の上告を棄却した。今回の判決により、「今後、大量割引制度を導入している他業種でNOVAと同様の清算方法は認められなくなる（4月3日付読売新聞夕刊）」と思われる。

#### ウ 平成19年4月17日第三小法廷判決 自動車盗難偽装の立証責任は損保側

自動車の盗難により損害を被ったとして、車両保険金の支払を求めた訴訟の上告審判決が4月17日にあった。最高裁第三小法廷は、「盗難が被保険者等の意思に基づいて発生したことは、保険者において免責事由として主張、立証すべき事項であるから、請求者は、「被保険者以外の者が被保険自動車をその所在場所から持ち去ったこと」という外形的事実を主張、立証すれば足り、自動車の持ち去りが被保険者の意思に基づかないものであることを主張、立証すべき責任を負わない」とし、原判決を破棄し、審理を原審に差し戻した。

自動車の盗難は「2000年代に急増。盗難を装った保険金詐欺が少なくなく、『自作自演』の偽装盗難を疑う保険会社側が、保険金支払を拒否してトラブルになることが多かった」（4月17日付読売新聞夕刊）という。今回の判決は、保険金支払の実務に大きな影響を与えることになる。

#### エ 平成19年6月7日第一小法廷判決 過払金で新たな借入金債務に充当可能

いわゆるカードローン契約で、利息制限法所定の上限を超える利息を支払った場合、発生した過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当することができるかが争われた訴訟の上告審判決が6月7日、最高裁第一小法廷であった。

同小法廷は、「本件各基本契約に基づく弁済は、本件各基本契約に基づく借入金の全体に対して行われるものと解され、充当の対象となるのはこのような全体としての借入金債務である」として、「過払金が発生した場合には、弁済当時存在する他の借入金債務に充当することはもとより、その後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含んでいるものと解するのが相当」と判断し、消費者金融会社側の上告を棄却した。今回の判決は、「多重債務に苦しむ人が過払分を取り返す際に有利な判断で、実務の場に影響がありそう」（6月7日付朝日新聞夕刊）である。

#### オ 平成19年6月11日第二小法廷判決 コンビニのチャージ算定 売上商品原価の中に廃棄ロス原価などは含まれず

コンビニエンス・ストアのフランチャイズ・チェーンを展開する運営者と加盟店契約を締結し、チャージ（経営指導料）と呼ばれる契約上の対価を支払ってきた加盟店が、チャージ算定の基礎となる売上高から控除されるべき費目（廃棄ロス原価など）が控除されていなかったために不当に多く支払わされたとして争っていた訴訟の上告

審判決が6月11日、最高裁第二小法廷であった。

同小法廷は、売上商品原価の中に廃棄ロス原価などが含まれるか否かの点について、「契約書の条項を解釈する場合、条項中の文言の文理、他の条項との整合性、契約に至る経緯等の事情を総合的に考慮して判断すべき」とした上で、「前記の諸事情によれば、売上商品原価は、実際に売り上げた商品の原価を意味し、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を含まないと解するのが相当」とし、原判決を破棄し、錯誤無効の主張について更に審理を尽くさせるため、東京高裁に差し戻すとした。

カ 平成19年7月6日第二小法廷判決 欠陥建物の購入者の被害救済幅を拡大

瑕疵のある建物を建築主から購入した者が、建築に携わった設計・工事監理者や施工者に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事件の上告審判決が7月6日、最高裁第二小法廷であった。

同小法廷は、「設計・施工者等は、契約関係にない居住者等に対する関係でも、建物としての基本的な安全性が欠けることがないように配慮すべき注意義務を負う。この義務を怠ったために基本的な安全性を損なう瑕疵があり、それにより居住者等の生命、身体又は財産が侵害された場合には、生じた損害について不法行為による賠償責任を負う」との初判断を示し、「その違法性が強度である場合に限って不法行為責任が認められる」と解した原判決を破棄し、原審に差し戻すとした。今回の判決により、「欠陥建物の被害救済の道が広がりそう」(7月7日付日経新聞)である。

キ 平成19年7月6日第二小法廷判決 主張立証責任で請求者に有利な判断

中小企業災害補償共済福祉財団に対し、被共済者の男性がもちをのどに詰まらせて窒息し、低酸素脳症による後遺障害が残ったことについて、災害補償に関する規約に基づき、補償費の支払を請求した訴訟の上告審判決が7月6日、最高裁第二小法廷であった。共済側は、本件事故は男性の疾病を原因として生じたものであるから、本件規約でいう「外来の事故で身体に傷害を受けたもの」には当たらないなどと主張して争っていた。

同小法廷は、「請求者は、外部からの作用による事故と被共済者の傷害との間に相当因果関係があることを主張、立証すれば足り、被共済者の傷害が疾病を原因として生じたものではないことまで主張、立証すべき責任を負うものではない」とし、共済側に約2,200万円の支払を命じた原判決を支持、上告を棄却した。「一般の保険会社でも、傷害保険や生命保険災害割増特約で共済と同様の規約を定めており、今回の判決は同種の保険金支払の実務にも影響を与えそう」(7月7日付産経新聞)である。

ク 平成19年7月13日第二小法廷判決 過払金の返還に利息を付ける義務あり

利息制限法の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると過払金が発生する場合、貸金業者は、民法704条の「悪意の受益者」として、過払金の発生時から支払済みまでの利息も支払うべきかが争われた訴訟の上告審判決が7月13



日、最高裁第二小法廷であった。

同小法廷は、「その受領につき貸金業法 43 条 1 項（任意に支払った場合のみなし弁済）の適用が認められない場合には、貸金業者が適用ありと認識し、かつ、そう認識したことにつきやむを得ないといえる特段の事情がない限り、民法 704 条の『悪意の受益者』と推定される」とし、原則として、利息を付ける義務があるとし、原判決中の当該部分を破棄し、更に審理を尽くさせるため、原審に差し戻すとした。全国で相次いでいる同種の訴訟に大きな影響がありそうである。

#### ケ 平成 19 年 8 月 7 日第二小法廷決定 最高裁が買収防衛策にお墨付き

米系投資ファンドのスティール・パートナーズ・ジャパンがブルドックソースに対し、新株予約権の無償割当ては株主平等の原則に反し、著しく不公正な方法によるものであると主張して、これを仮に差し止めることを求めた事案で、最高裁第二小法廷は 8 月 7 日、スティールの特別抗告と許可抗告のいずれも棄却する決定をした。買収防衛策の是非に関する最高裁の判断は初めて。

ブルドックの買収防衛策は、全株主に 1 株につき 3 個の新株予約権を無償で割り当て、スティール以外は予約権の行使により普通株式を交付するが、スティールのみはブルドックが取得し、予約権 1 個につき 396 円を交付することができるというもの。スティールは、本件新株予約権無償割当てが株主平等の原則に反し、かつ、著しく不公正な方法によるものであるなどと主張し、その差止めを求める仮処分命令の申立てを行った。これに対し、原審は却下、原々審も抗告を棄却した。

同小法廷は、「特定株主による経営支配権の取得に伴い、企業価値がき損され、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されることとなる場合には、その防止のために差別的に取り扱ったとしても、直ちに株主平等の原則の趣旨に反するとはいえない」とし、企業価値がき損されるかどうかは「最終的には株主により判断されるべきで、株主総会の判断が尊重されるべき」とし、その上で、本件は同原則の趣旨に反するものではないとした。

また、著しく不公正な方法か否かについては、「事前の定めがないというだけで、対応策を講じることが許容されないものではない。専ら取締役や取締役を支持する特定株主の経営支配権を維持するためのものである場合には、著しく不公正な方法と解すべきであるが、本件がそのような場合に該当しないのは明らか」とした。本決定を受け、買収防衛策導入の動きが広がりそうである。

#### コ 平成 19 年 11 月 16 日第一小法廷判決 執行役員に退職慰労金を認めず

三菱自動車の執行役員を務めた男性が、退職慰労金の支払を求めた訴訟で、最高裁第二小法廷は 11 月 16 日、「退職慰労金は功労報償的な性格が極めて強く、代表取締役の裁量的判断により支給されてきたに過ぎないから、必ず支給する旨の合意や事実たる慣習があったということではできず、他に支給すべき根拠も見当たらない」として、男性の上告を棄却する判決を言い渡した。

判決によると、同社は経営判断の適正迅速化、責任や権限の明確化等を目的として、平成12年4月に執行役員制度を導入。支給を見送る措置を講じたのは、リコール隠しなどの不祥事で業績が悪化し、経営破たんの危機に直面したため。

## (2) 民事法・その他

### ア 平成19年2月6日第三小法廷判決 在外被爆者訴訟 県の時効主張認めず

ブラジル在住の日本人被爆者が、被爆者援護法等に基づき、未支給の健康管理手当の支払を求めていた訴訟の上告審判決が2月6日、最高裁第三小法廷であった。提訴時点で5年を経過していた分につき、県が地方自治法所定の時効による受給権の消滅を理由に支給しなかったことの是非が争われていたが、同小法廷は、「消滅時効の主張は、特段の事情がない限り、信義則に反し許されない」との初判断を示し、県側の上告を棄却した。

在外被爆者の手当受給権については、海外に移住した場合には失権すると定めた通達を根拠に、長い間認められてこなかったが、平成14年に受給権を認める大阪高裁判決が出されたのを受け、翌年ようやく国も方針を転換し、受給権が認められるようになったという経緯がある。安倍首相は2月8日の衆議院予算委員会で、「判決を重く受け止め、一日も早く支給するようにしたい」と述べた。

### イ 平成19年3月8日第一小法廷判決 失念株 売却の場合は代金相当額の返還義務

株主が名義変更を怠っていた「失念株」が株式分割され、名義人が割当てを受けた新株を売却していた場合、株主に対していくらの不当利得返還義務を負うかが争われた訴訟の上告審判決で、最高裁第一小法廷は3月8日、「代替性のある物を第三者に売却処分した場合には、原則として、売却代金相当額の金員の不当利得返還義務を負う」との初判断を示し、「新株式と同一銘柄及び数量の株式を調達して返還する際の価格相当額」とした原判決を変更するとした。その理由として、同小法廷は、「受益者が返還すべき利益を事実審口頭弁論終結時における同種・同等・同量の物の価格相当額と解すると、物の価格が売却後に下落したときには売却代金の全部又は一部の返還を免れ、逆に高騰したときには現に保持する利益を超える返還義務を負担することになるが、これは公平の見地から相当でなく、不当利得制度の本質に適合しない」からとした。

### ウ 平成19年4月24日第三小法廷判決 時効は解約申入れ後の満期日から進行

自動継続特約付きの定期預金をめぐり、預金払戻請求権の消滅時効はいつから進行するのが争われた訴訟の上告審判決が4月24日にあった。一審は銀行の主張を認め、「預金契約締結後最初に到来する満期日(初回満期日)から進行する」としたが、原審は「解約申入れ後最初に到来する満期日から進行する」とし、判断が分かれた。

最高裁第三小法廷は、「継続停止の申出をするか否かは預金者の自由。初回満期日前の継続停止の申出が可能であるからといって、初回満期日から進行すると解することはできない」とし、「解約の申入れにより、それ以降自動継続の取扱いがされるこ

とがなくなった満期日が到来した時から進行すると解するのが相当」とした。

エ 平成 19 年 7 月 2 日第一小法廷決定 盗撮目的の立入りは建造物侵入罪が成立

現金自動預払機（ＡＴＭ）利用客のカードの暗証番号等を盗撮する目的で、営業中の銀行支店出張所に立ち上がったことについて建造物侵入罪の成否が争われた上告審で、最高裁第一小法廷は 7 月 2 日、男性の上告を棄却する決定をした。

原判決などによると、男性は共犯者らと共に、銀行支店出張所に立ち入り、1 台のＡＴＭの広告用カードホルダーにビデオカメラを設置。その隣のＡＴＭの前に受信機等が入った紙袋を置き、1 時間半以上、適宜交替しつつ、同ＡＴＭの前に立ってこれを占拠し続けたなどというもの。

同小法廷は、「そのような立入りが管理者である銀行支店長の意思に反することは明らか。外観が一般の利用客のそれと特に異なるものでなくても、建造物侵入罪が成立する」とした。また、「一般の利用客のように装い、紙袋を置いたＡＴＭを占拠し続け、他の客が利用できないようにした行為は、偽計業務妨害罪に当たる」とした。

オ 平成 19 年 10 月 19 日第二小法廷判決 保険金請求一疾病も「外来の事故」

乗用車を運転していた男性が池に転落してでき死した事故について、その遺族が自動車総合保険契約の人身補償障害特約に基づく保険金の支払を請求したのに対し、被保険者の身体疾患等が保険金支払事由である「外来の事故」に当たるかが争われた訴訟の上告審判決が 10 月 19 日、最高裁第二小法廷であった。男性には狭心症の持病があり、原審は、「身体疾患等の内部的な原因による事故は外来の事故ではない。本件事故が外来の事故であることの立証がされたとはいえない」と判断し、遺族側の請求を退けていた。これに対し第二小法廷は、「外来の事故とは身体の外部からの作用による事故をいうので、疾病によって生じた運行事故もこれに該当する。保険請求者は、運行事故と被保険者が身体に被った傷害との間に相当因果関係があることを主張、立証すれば足りる」との初判断を示し、原判決を破棄。支払われるべき保険金の額等について更に審理を尽くさせるため、原審に差し戻すとした。

カ 平成 19 年 11 月 30 日第二小法廷決定 銀行の自己査定資料は提出を拒めず

銀行が融資先の経営状況把握や債務者区分の決定を行う目的で作成し、保管していた自己査定資料について文書提出命令を申し立てた許可抗告事件で、最高裁第二小法廷は 11 月 30 日、「本件文書は、監督官庁による検査において、資産査定の正確性を裏付ける資料として必要とされているものであるから、相手方自身による利用にとどまらず、相手方以外の者による利用が予定されているものということができる」とし、民事訴訟法 220 条で文書提出義務がないとされる「専ら文書の所持者の利用に供する文書」には当たらないとし、原決定を破棄した。今回の判断は、他の訴訟にも影響がありそうである。